



第14次労働災害防止計画のポイント

計画期間

○ 2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度)までの5か年

計画の目標

高知労働局及び労働基準監督署、事業者、労働者、関係者等が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに9つの重点事項に取り組むことにより、

- **死亡災害**
 - ① 2022年と比較して、2027年において5%以上減少させる。
 - ② 2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。
- **死傷災害**
 - ① 2022年と比較して、2027年において減少させる。
 - ② 2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで増加させない。

当計画では、9つの重点事項と、重点ごとにアウトプット指標、アウトカム指標を設けています。アウトプット指標の達成等に向け、各取組事項について、計画的な対応をお願いします。

重点事項ごとのアウトプット指標・アウトカム指標（重点2～8のみに設定）と取組事項

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

取組事項

○安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

【安全衛生優良企業公表制度
(職場のあんぜんサイト)】



【SAFEコンソーシアムポータルサイト】



2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標 (重点事項に関連して、事業者を求める達成目標)	アウトカム指標 (アウトプット指標を達成した結果期待される事項)
全業種対象	転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	増加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の増加に歯止めをかける。
	腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	
卸売業・小売業／医療・福祉	正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。	
医療・福祉	介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2027年までに増加させる。	社会福祉施設における腰痛の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに減少させる。

取組事項

- 転倒災害対策にハード(床補修、履物改善等)・ソフト(予防体操、予防教育等)両面からの対策に取り組む。
- 職場における腰痛予防対策指針に基づき取り組む。

【転倒災害防止対策の推進について
(職場のあんぜんサイト)】



【転倒災害の防止
(厚生労働省HP)】



【腰痛予防対策
(厚生労働省HP)】



3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	増加傾向にある60歳以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。



取組事項

- 高年齢労働者は、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった、いわゆる行動災害に被災する割合が高いことを踏まえ、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等に取り組む。

【高年齢労働者の安全衛生対策について
(厚生労働省HP)】



4 業種別の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
建設業	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を、2027年までに85%以上とする。	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
製造業	機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。
		機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
林業	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
陸上貨物運送事業	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに45%以上とする。	死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

取組事項

建設業

- 高所作業、はしご・脚立等使用作業における墜落・転落災害防止対策及び墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく健康障害防止対策に取り組む。

【リスクアセスメントの実施支援システム
建設業向け（職場のあんぜんサイト）】



【騒音障害防止対策
(厚生労働省HP)】



製造業

- 機械によるはさまれ・巻き込まれ防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- 「機械安全化の改善事例集」等を踏まえ、現場作業者の被災リスク低減措置に取り組む。

【リスクアセスメントの実施支援システム
製造業向け（職場のあんぜんサイト）】



【リスクアセスメント等関連資料
・教材一覧（厚生労働省HP）】



林業

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する。
- 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づき、災害発生時等の緊急時連絡体制の整備・確立及び早急救護の促進を図る。

【伐木作業・林業における安全対策
(厚生労働省HP)】



陸上貨物運送事業

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する。

【陸上貨物運送事業者の皆様へ「陸上貨物運
送事業における荷役作業の安全対策ガイド
ライン」のご案内（厚生労働省HP）】



【荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様
へ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対
策ガイドライン」のご案内（厚生労働省HP）】



5 労働者の健康確保対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	企業における年次有給休暇の取得率を、2025年までに70%以上とする。	週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を、2025年までに5%以下とする。
	勤務間インターバル制度を知っている企業の割合を、2025年までに80%以上とする。	
	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。	自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者を、2023年と比較して減少させる。
	労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を、2027年までに50%以上となるよう促進を図る。	
	各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。	

取組事項

- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、ストレスチェックを含めたメンタルヘルスケアを実施する。
- 治療と仕事の両立支援対策に取り組む。
- メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援対策の導入・職員研修等において、高知産業保健総合支援センターを活用する。

【労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省HP）】



【治療と仕事の両立支援ナビ ポータルサイト】



【高知産業保健総合支援センターHP】



6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	①危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を、2027年までに80%以上とするとともに、 ②リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	化学物質を起因物とする死傷災害の件数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。
	熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を、2023年と比較して2027年までに増加させる。	増加が懸念される熱中症による死傷者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで減少させる。

取組事項

- 化学物質について、SDS等を活用したリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。
- 石綿について、有資格者による事前調査の実施と石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果報告及び事前調査結果に基づく適切なばく露防止対策を実施する。
- 熱中症について、「職場における熱中症予防基本対策要綱」「改正労働安全衛生規則に基づく職場における熱中症対策の強化」に基づく措置を実施する。

【職場の化学物質管理情報ポータルサイトケミガイド】



【石綿総合情報ポータルサイト】



【職場における熱中症予防情報ポータルサイト】



7 交通労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を2023年と比較して2027年までに増加させる。	交通労働災害における死亡者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで10%以上減少させる。

取組事項

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置を実施する。

【交通労働災害防止のためのガイドライン
(厚生労働省HP)】



8 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	外国人労働者の母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での労働災害防止の教育を実施する事業場を50%以上とする。	外国人労働者の労働災害発生割合を2022年と比較して増加させない。

取組事項

- 外国人労働者が機械等による危険を視覚・直感的に理解できるイラスト等の標識・掲示を実施する。
- 安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルを活用する。

【外国人労働者の安全衛生管理
(厚生労働省HP)】



9 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

取組事項

- 危険有害作業、危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第22条に規定する健康障害を防止するための措置、労働安全衛生法第20条等に関する作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施する。

【個人事業者等の安全衛生対策について
(厚生労働省HP)】



高知労働局第14次労働災害防止計画等について

- 高知労働局 第14次労働災害防止計画
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/newpage_00809.html



- Safe Work KOCHI
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/ansen_eisei/_120250/_120440.html

